

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業や緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。

2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。

また、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うとともに、買取りに対する財政措置を講じるなど、保存樹林地等の保全策を積極的に推進すること。

3. 地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するための支援制度の充実を図ること。

また、重要伝統的建造物群保存地区を目指した啓発活動や住民団体等のまちづくり活動等に対する支援措置を講じること。